

全農薬通報

No296

平成 27年4月 20 日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体◎組合からのお知らせ

◎組合からのお知らせ

◎組合員の動き等

◎行政からのお知らせ

◎新刊紹介

- ・「人を健康にする施肥」

◎全農薬ひろば

- ・トキワマンサク



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

●理事会

平成27年9月17日(木)第272回理事会(全農薬9F会議室)

11月17日(火)第273回理事会(全農薬9F会議室)

●第50回通常総会、第38回全国集会・情報交換会

平成27年11月18日(水)(平河町：海運クラブ)

●監査会

平成27年10月23日(金)(全農薬9F会議室)

●安全協

平成27年7月23日(木)安全協常任幹事会

10月(2泊3日)農薬安全コンサルタントリーダー研修会(全農薬9F会議室)※研修生が多い場合は別の会場を予定

「植物防疫関係団体」

●農薬工業会

総会、講演会

・日時：5月20日(水)

・場所：鉄鋼会館

●一般社団法人 農林水産航空協会

理事会

・日時：5月21日(木)

・場所：都道府県会館

総会、理事会

・日時：6月11日(木)

・場所：都道府県会館

●公益社団法人 緑の安全推進協会

理事会

・日時：平成27年5月22日(金)

・場所：全農薬9階会議室

総会

・日時：平成27年6月18日(木)

・場所：ビジョンセンター日本橋5階会議室

●一般社団法人 日本植物防疫協会

理事会

- 日時：5月27日（水）
- 場所：日本植物防疫協会会議室
総会
- 日時：平成27年6月12日（金）
- 場所：ホテルラングウッド
- 一般財団法人 残留農薬研究所
評議員会
- 日時：6月16日（火）
- 場所：法曹会館

組合からのお知らせ

1. 日本農薬学会設立40周年記念式典

- 日時：平成27年3月18日（水）13：30～14：30
- 場所：玉川学園講堂

永年の農薬の適正使用および安全性に関する啓発活動への尽力に対して日本農薬学会から感謝状を頂きました。

- 出席者：堀江参事

2. 一般社団法人農林水産航空協会 理事会

- 日時：平成27年3月19日（木）14：00～15：30
- 場所：（財）都道府県会館 会議室409号室
- 議案：
 - 第1号議案 平成27年度事業計画決定に関する件
 - 第2号議案 平成27年度収支予算決定に関する件
 - その他 平成26年度決算見込み等について
- 出席者：青木理事長、堀江参事

3. 公益社団法人緑の安全推進協会 理事会

- 日時：平成27年3月26日（木）10：30～12：00
- 場所：全農薬9階会議室
- 議題：

1)付議事項

- 第1号議案 平成26年度事業報告・収支決算(見込)の件
- 第2号議案 平成27年度事業計画・収支予算(案)の件
- 第3号議案 平成27年度借入金の借入最高限度額について
- 第4号議案 役員報酬の上限について

第5号議案 協会設立20周年記念事業について

第6号議案(その他)

- 1) 会員の入会及び退会の件
- 2) 各委員会等の委員選任について
- 3) 来期の役員、委員の選任について

2) 職務執行報告

3) その他

・出席者：堀江参事

4. 飼料用米生産・利用拡大シンポジウム

・日時：平成27年4月15日(水) 15:00～17:30

・場所：農林水産省7階講堂

【第1部「シンポジウム」】15:00～17:30

1. 開会 司会：生産局穀物課長

2. 挨拶 (林農林水産大臣・小泉副大臣)

3. 皆川農林水産事務次官講演

4. プレゼンテーション

(1) 「飼料用米をめぐる情勢について」

農林水産省生産局穀物課 伊藤課長補佐

(2) 「JAグループにおける飼料用米の生産・利用拡大の取組について」

全国農業協同組合連合会営農販売企画部長 谷清司氏

(3) 「日本飼料工業会の飼料用米への取組について」

(協) 日本飼料工業会専務理事 平野昭氏

(4) 「生活クラブにおける飼料用米の取組について」

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会連合消費委員会委員長 藤田ほのみ氏

(5) 「飼料用米を活用した銘柄卵の確立と耕畜連繫について」

農事組合法人会田共同養鶏組合理事 中島 学氏

(6) 「JA島根における飼料用米の取組について」

島根県農業協同組合出雲地区本部常務理事副本部長 岡田達文氏

5. 質疑

6. 閉会

・出席者：技術顧問 宮坂初男



○挨拶する林農林水産大臣



○講演する皆川事務次官

4月15・16日の両日、農水省7階講堂において飼料用米生産・利用拡大シンポジウムが開催された。

今日、稲作経営の現場では、主食用米の需要減少や米政策の見直し等により、需要が見込まれる飼料用米の生産による水田フル活用の重要性が高まっている。一方、畜産の現場では飼料価格の高止まりが畜産経営を圧迫している状況が続いており、安定した飼料基盤の構築が求められている。そこで、米の需給バランス調整の策として飼料用としての利用拡大を高めていく飼料用米の可能性を追求し、課題を解決していく方策が強く求められていた。

政府は平成27年3月31日の閣議において、新たな「食料農業農村基本計画」を承認し、飼料用米の生産拡大が明記されるとともに、平成25年度実績の10倍となる110万トンの生産努力目標の方針を掲げた。この目標の確実な達成を図るためには、飼料用米の生産から消費にわたる幅広い関係者の理解を深めていくことが重要であることから、新たな基本計画の内容を含む情勢報告や各地の優良事例紹介を行うとともに、幅広い参加者による意見交換を通じて飼料用米の取組への理解醸成を図る場とするため、「飼料用米生産利用拡大シンポジウム」が開催された。

農家所得について、最近の米価をふまえると、東北地方の米農家の例で試算すると、

主食用米では米の販売収入に加えて直接交付金やナラシ交付金を見込むと10aあたり10万5000円程度だという。一方、飼料用米では現状の主食用単収を元にした数量払い交付金が8万4000円程度だとしても、販売収入や耕畜連携助成などを加えると11万円は超えるという。さらに多収性専用品種に取り組めばその助成が加わることからもっと所得は増えることから、道府県行政機関、生産団体等の関心が高く、15日には予定の500人を大幅に上回る680人超の来場があり熱気あふれるシンポジウムとなった。(M)

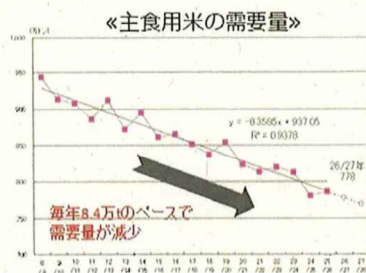
稲作農家の皆様へ

飼料用米等の生産拡大が 閣議決定されました!!

農業者の方々が安心して飼料用米の生産に取り組んでいた
だけよう、**新たな食料・農業・農村基本計画（平成27年3
月31日閣議決定）**において、**飼料用米等の生産拡大を位置づ
け（平成37年の生産努力目標110万トン）、その確実な達成
に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う
こととしています。**

■ なぜ今飼料用米なのか？

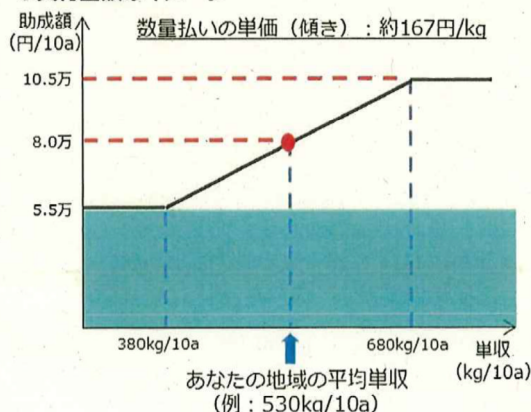
我が国においては、主食用米の需要が毎年8万トン
ずつ減少している中、需要に応じた生産を進めるとと
もに、水田のフル活用を図るため、主食用米から需
要のある飼料用米などへの転換を進めていく必要が
あります。



■ 飼料用米の作付けに対する支援は？

水田活用の直接支払交付金により、実際の収量に応じた金額（5.5万円/10a～
10.5万円/10a）を交付するとともに、取組内容に応じて、二毛作助成（1.5万円
/10a）や耕畜連携助成（1.3万円/10a）、産地交付金による加算が行われます。

● 交付金額のイメージ



また、多収性専用品種の種子の確
保や必要となる施設・機械（カント
リーエレベーターや加工・保管施設
など）の整備に対する支援も引き続
き実施していきます。



農林水産省

5. 全国農薬協同組合第20回執行部協議会

・日時：平成27年4月16日（木）、10：30～12：00

・場所：全農薬9階会議室

・議題：

「議決事項」関係

1)安全協活動に関する特別会費の見直しについて

2)カーメックス顆粒水和剤の取扱、展示圃の実施について

「協議事項」

1)平成27年度地区会議報告と次年度について

2)平成27年度執行部協議会、各委員会検討課題について

・出席者：青木理事長、宇野副理事長、石黒総務委員長、金子経済活動委員長

大森教育安全委員長、北濱IT・広報委員長

事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）

6. 全国農薬協同組合委員会

・日時：平成27年4月16日（木）、13：00～14：00

・場所：全農薬9階会議室

「総務委員会」

・議題

1)全農薬ビルの有効な活用、ビル改修方法の検討

2)全農薬事務局について

3)各種規程等の整備

4)その他

・出席者：石黒委員長、山本副委員長、小宮山委員、安部委員

「経済活動委員会」

・議題

1)スナップショット粒剤の販売拡大、在庫消化について

2)販売奨励条件、仕入条件の見直し(簡素化)について

3)クプラビットホルテ剤の在庫消化について

4)組合員の利用拡大対策の検討について

5)導入候補品目の協議、検討について

6)その他

・出席者：金子委員長、木幡副委員長、栗原委員、金田委員、田中(秀)委員

「教育安全委員会」

・議題

1)安全協活動に関する特別会費の見直しについて

2)農薬安全コンサルタントリーダー研修会について

- 3)平成27年度農薬シンポジウム開催について
- 4)平成27年度危害防止キャンペーンについて
- 5)カーメックス顆粒水和剤の展示圃実施について
- 6)「農薬に該当しない除草剤」流通調査(2014年度)について
- 7)「ゆるきゃら」の検討
- 8)その他

・出席者：大森委員長、橋爪委員長、佐藤委員、上田委員、松村委員
「IT・広報委員会」

・議題

- 1)全農薬受発注システム利用拡大対策について（組合員、メーカー）
- 2)全農薬受発注システムの機能改善、分野拡大について
- 3)全農薬ホームページを使用したパンフレット共有について
- 4)その他

・出席者：北濱委員長、宮崎副委員長、佐伯委員

7. 271 回理事会

- ・日時：平成27年4月16日（木）、14：00～16：30
- ・場所：全農薬9階会議室



・議題：

1)議決事項

- ①安全協活動に関する特別会費の見直しについて
- ②カーメックス顆粒水和剤の取扱、展示圃の実施について

2) 協議事項

- ① 平成27年度地区会議報告と次年度について
- ② 平成27年度執行部協議会、各委員会課題について

3) 報告事項

- ① 中間決算報告について
- ② 平成27年度支部助成金の配分(実績)について
- ③ 平成27年度(3月末)支部別特別奨励について
- ④ 全国中小企業団体中央会からの脱退について
- ⑤ 「農薬に該当しない除草剤」流通調査(2014年度)について
- ⑥ 各委員会活動状況、活動計画について

4) その他



- ・ 出席者：青木理事長、宇野副理事長、石黒総務委員長、金子経済活動委員長
大森教育安全委員長、北濱IT・広報委員長、理事各位、監事各位
事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）

組合員の動き等

【代表者交代】

(敬称略)

- 組合員名：山陽薬品株式会社
(旧) 大森茂 ⇒ (新) 武市康則 (旧代表者の大森茂は代表取締役会長に就任)
- 組合員名：日植アグリ株式会社
(旧) 板谷一広 ⇒ (新) 柴田洋志 (旧代表者の板谷一広は退任)
- 組合員名：岩手農蚕株式会社
(旧) 松田博之⇒ (新) 松田和秀 (旧代表者の松田博之は代表取締役会長に就任)

【支部長交代】

(敬称略)

岡山県

- (旧) 板谷一広 ⇒ (新) 柴田洋志 (日植アグリ株式会社代表取締役社長)

【農薬卸売業者団体代表者及び事務局変更】

- 団体名：徳島県農薬卸協同組合

旧代表者：吉見誠記 (株式会社ヨシミ代表取締役社長)

⇒新代表者：須見篤志 (三協商事株式会社代表取締役社長)

事務局は株式会社鶴田利七商店 (小松島市小松島町字外開 7-10) となりました。

【営業所移転】

(長野県)

- 組合員名：株式会社アグログリーン 東信営業所 (旧上田営業所から改称)

移転先住所 〒384-0044 長野県小諸市大字西原字金山 646-10

電話 代表 0267-25-8577 FAX 0267-25-8580

営業開始日 平成 27 年 4 月 6 日(月)

(熊本県)

- 組合員名：カネコ種苗株式会社 熊本支店

移転先住所 〒861-8030 熊本県熊本市東区小山町 1831

電話 096-213-3550(従来どおり) FAX 096-213-3567(従来どおり)

営業開始日 平成 27 年 4 月 20 日(月)

行政からのお知らせ

■ 新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました

・ 3月31日新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定しました。

この件についての説明会も各地で開催されます。

詳細は http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

をご覧ください。



農林水産大臣談話「新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定に当たって」(平成27年3月31日) 本日、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

新たな基本計画は、我が国の農業・農村が、経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取

組を進めるための指針となるものです。

現在、農業・農村は、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など、極めて厳しい状況にありますが、海外への輸出や6次産業化へのチャレンジ、100haを超える大規模経営の出現、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きも広がっています。

今後、こうした「芽」を大きく育て、農業・農村の明るい展望を切り拓くとともに、農地・農業用水などの地域資源を確実に次の世代へと継承していく必要があります。

このため、新たな基本計画では、農業の構造改革、国内外の新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として、施策を展開していくこととしています。

また、新たな基本計画の下で、実現可能性を重視して食料自給率目標を設定し、その実現に向けた課題の克服に着実に取り組んでいきます。あわせて、新たに我が国の食料の潜在生産能力を評価した食料自給力指標をお示しし、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有することにより、食料安全保障に関する国民的な議論を深めていきます。

今後、現場の皆様が創意工夫を発揮して取組を進めることができるよう、新たな基本計画の下で改革を実行し、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて全力で取り組んでいきます。

国民の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ イナンバーについて 10月からマイナンバーが通知されます

・マイナンバーについては10月から通知が始まり、28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

民間事業者のみならずも マイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続で従業員などの
マイナンバーを記載する必要があります。

- ・健康保険や厚生年金の手続や、退職後の手続
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の
決定書類の提出 など

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した 人事・給与などの システム開発や改修	マイナンバーを正確に 扱うための従業員研修 や社内環境づくり	マイナンバーを含む 個人情報の安全管理 措置の検討
--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

特定個人情報等の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。
※マイナンバーをその内容と異なる個人情報のこととはなりません。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) へ

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人には法人番号(13桁)が通知され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどのような場合にも利用できません。
※法人番号は、株式会社及び「公益法人大会」(法人)、「国」(国)、「地方公共団体」(地方公共団体)にのみ通知されます。
(法人番号は、事業年度開始日(事業年度開始日の翌日)に通知されます。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト ▶ [マイナンバー](#) 検索

お問い合わせ ☎ 0570-20-0178

マイナンバー ツイッター

個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。

今年の10月から、 あなたにも マイナンバーが 通知されます。*

※マイナンバーの通知は、登録票の送付に添付されます。
(登録票の送付に添付するかどうかは、お住まいの自治体の関係機関に確認してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の
分野で個人の情報を適切かつ効率的に
管理するために活用されます。

※事業主は、従業員を雇用するにあたり
(労働契約書や労働条件通知書など)に法人番号を記載します。

もうすぐ
はじまるよ!

家族みんなが読み終わったらチェック! ☐

大切に保管してください。

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。
これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、
書類の添付が減ります。

事前の
書類取得の
必要なし!

各機関で作業のムダが
削減され、手続が
スムーズに!

行政の効率化

行政手続が、
正確で早くなります。

被災時の行政支援に
マイナンバーを活用。

被災者台帳の作成
などにより、迅速な
行政支援を実現します!

公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を
実現します。

所得把握の正確性が
向上し、適正・公平な
課税につながります。

年金などの社会保障を、
確実に給付します。

未払い・不正受給を
発見します!

この2つで、さらに便利に!

個人番号カード

市町村に申請すると交付が
受けられる、顔写真付き
ICカードです。

- 身分証明書になるほか、
健康保険証などの機能
追加が検討されています。
- ICチップを活用した
様々なサービスも
展開される予定です。

こんなメリットも。

各種証明書を
コンビニで発行!

※全国で利用可能なお店に
設置されています。

マイ・ポータル(仮称)

自宅のパソコンから様々な情報を
取得できる個人用サイトです。

取得可能な情報(予定)

- 年金など、各種社会保障料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へ
アクセスした履歴
- 制度変更などのお知らせ
- 受けとることのできる
各種給付のご案内

将来的には、こんなメリットも予定されています。

- 予防接種の履歴、確定申告に
必要な情報などをネットで取得!
- 引っ越しなどの複数の
届出が、パソコンで
まとめてできる!

制度実施の 流れ

平成27年10月~	マイナンバーの通知を 住民票の住所へ送付開始
平成28年1月~	●社会保障・税・災害対策の手続で、 マイナンバーの利用が開始 ●申請者に、個人番号カードを交付
平成29年1月~	国の行政機関の間で、 情報連携を開始
平成29年7月~	地方公共団体等も 含めた、 情報連携を開始

マイナンバーは
一生使うもの。
大切にね!

個人情報の分散管理

一元管理しないことで、
不正なアクセスを防ぎます。

成りすまし防止

行政手続などで、
マイナンバーのみの
本人確認は行いません。

システムへの接続制限

各機関が情報連携を行う際は、
接続できる人を制限。
通信の暗号化も行います。

マイナンバー保護評価

各機関がマイナンバーの
システム開発や改修を
行う前に、実施します。

アクセス記録の確認

自宅のパソコンで、自分の
個人情報にアクセスした
行政機関を確認できます。

第三者機関の新設

制度の運用を厳しく監視
する、特定個人情報保護
委員会を設置しました。

罰則の強化

マイナンバーの漏えいや
目的外の取扱いには刑事罰が
科せられる場合があります。

事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。詳しくは
▶

■ 国内産農作物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

農林水産省は、平成 25 年度に実施した農薬の適正使用を確認するための標記調査について、結果を公表します。使用状況調査においては、調査した農家のほとんどで不適正な農薬の使用は見られませんでした。また、残留状況調査においては、分析した農作物のうち、1 検体を除いて、食品衛生法による残留基準値を超えるものがないことを確認しました。

今回、残留基準値を超えて農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

調査目的と結果

農薬の適正使用の推進、農産物の安全性の向上に関する施策の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として、農産物を生産している農家における農薬の使用状況及び生産段階における農産物への農薬の残留状況の調査を実施しました。

(1) 農薬の使用状況

3,928 戸の農家について、記入又は聞き取りにより農薬の使用状況の調査を行いました。その結果、3,922 戸（99.85%）の農家で農薬が適正に使用されていることが確認されました。これまでと同様、ほぼすべての農家で農薬が適正に使用されており、生産現場における農薬の適正使用についての意識が高いと考えられます。誤った回数で農薬を使用するなど、不適正な使用があった 6 戸（0.15%）の農家に対しては、地方農政局及び都道府県が農薬の適正使用について指導を行いました。

(2) 農薬の残留状況

928 検体の農産物について残留農薬の分析を行いました。

その結果、1 検体（ねぎ）を除いて農薬の残留濃度は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）による残留基準値を超えるものではありませんでした。これは、ほとんどの農家が適正に農薬を使用しているとした農薬の使用状況調査結果を反映していると考えられます。残留基準値を超えた試料は、ねぎ 98 検体中 1 検体でした。これについては、関係都道府県に情報提供を行うとともに、当該農家について、使用状況の調査をさらに行いましたが、残留基準値を超えた明確な原因は確認できなかったことから、検出された成分の残留状況について引き続き注視していきます。

なお、今回の残留基準値を超えて農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

調査結果を受けた対応

- (1) 都道府県等にこの結果を通知し、農薬の適正使用の推進のための農家等への指導に活用していただく予定です。
- (2) 農林水産省は、農薬の適正使用の指導に資するため、平成 26 年度も同様の調査を実施しています。

詳細は <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/150331.html> をご覧ください。



26消安第6634号

平成27年4月2日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「平成25年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び
「平成25年度国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検
結果について

標記調査点検の結果については、平成27年3月31日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について」としてプレスリリースしたのでお知らせします。

また、不適正使用の傾向とその防止対策について別添のとおり取りまとめたので、貴職におかれましては、研修会、講習会、技術指導、農薬販売等のあらゆる機会を活用して、当該取りまとめ結果を踏まえた農薬の適正使用の徹底を図っていただくよう、特段の御協力をお願いします。

食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)及び国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査における農薬の使用状況調査結果からみた農薬の不適正使用の傾向とその防止対策

1 平成 25 年度調査における農薬の不適正使用について

調査対象とした 3,928 戸の農産物販売農家のうち、3,922 戸（99.85%）の農家は適正に使用していたが、6 戸の農家で、以下のような 7 件（のべ件数）の不適正な使用が認められた。

（1）不適正使用の内容

ア 使用してはならない農作物へ誤って使用した事例（1 件）

当該農薬が「大豆」に適用があると思い込み、さらに「大豆」の未成熟豆である「えだまめ」にも使用できると思い誤って使用したもの。

イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（2 件）

希釈倍数 1500 倍のところ 1200 倍で使用したものや、1 株当たり 1 g のところ 1.4g 使用したもの。

ウ 使用回数を誤って使用した事例（4 件）

当該農薬の使用回数が 2 回までのところ、購入した苗に既に 1 回使用されており、その回数を使用回数にカウントすることを知らなかったため、3 回使用したものなど。

（2）不適正な使用が複数の農家で認められた農作物

なす

（注）のべ件数：1 戸の農家で 2 種類の不適正な使用が認められた場合、2 件として計算。

2 農薬の不適正使用の防止対策

（1）基本事項

ア 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈濃度、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。

イ 農薬の使用状況を把握するため、使用場所、使用農作物、使用年月日、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。

ウ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにし、農薬の使用前のラベル確認時に、既に使用した農薬についても確認し、総使用回数を超過しないよう使用する。

（2）適用農作物

ア 病害虫の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。

イ 農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、同一の有効成分を含有する農薬であ

っても、使用前にラベルにより必ず適用の有無を確認する。

ウ 同じ科に属する農作物に適用があっても、農薬を使用しようとする農作物に適用があるとは限らないため、使用前にラベルにより必ず確認する。

(3) 使用量又は希釈倍数

農薬の使用量又は希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることから、ラベルに記載された使用量・希釈倍数を遵守する。

(4) 使用時期

ア 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫・出荷予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫・出荷までの日数に余裕を設ける。

イ 農作物の収穫・出荷前に、農薬の使用記録により農薬の使用後日数が経過しているかどうか再度確認する。

(5) 使用回数

ア 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、使用されている場合は、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握する。

イ 農薬の使用記録簿について、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう工夫する。また、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。

なお、別紙1「農家の皆さんへ」及び別紙2「農薬使用チェックシート」については、農家向け配布資料として研修会等で活用されたい。

農家の皆さんへ

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し、使用記録の記帳を行いましょう。

間違いやすい原因を、表にまとめました。こうしたことにも十分注意して農薬を使用しましょう。

事項	主な原因	対処方法
適用のない農作物への使用	適用があるとの思いこみ (剤型の異なる農薬) (類似した農作物に使用)	・ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 ・ 類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。
使用量又は希釈倍数の誤り	使用量又は希釈倍数の確認もれ	・ 農薬は効果を確認した使用量又は希釈濃度が定められています。必ずラベルの使用量又は希釈濃度を確認しましょう。
使用時期の誤り	使用時期の確認もれ 経過日数の確認もれ	・ 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。 (特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある日数を確保するよう心がけましょう。) ・ 農作物を収穫するときには、農薬を使用した日からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。
使用回数 の誤り	同一有効成分を含む農薬の併用 種苗に使用された使用回数のカウントもれ	・ 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録には有効成分ごとの使用回数を記載するようにし、必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。 ・ 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、使用されている場合は、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

農薬使用チェックシート

1 農薬使用前にはラベルと使用記録簿を確認しましょう！

- ☐ 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されていますか
- ☐ 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲ですか
- ☐ 農作物の収穫・出荷予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数がありますか
- ☐ 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内ですか
- ☐ 使用する農薬は、ラベルに記載されている最終有効年月以内ですか
- ☐ ラベルに記載されている注意事項を守っていますか
- ☐ 購入した種苗に農薬が使用されているかどうか確認しましたか

2 農薬使用後には使用記録簿に記録を付けましょう！

- ☐ 農薬を使用したほ場を記載しましたか
- ☐ 農薬を使用した農作物を記載しましたか
- ☐ 農薬を使用した年月日を記載しましたか
- ☐ 使用した全ての農薬について、種類ごとに記載しましたか
- ☐ 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載しましたか
- ☐ 使用した農薬の回数を記載しましたか
- ☐ 使用した農薬に含まれる有効成分の使用は、当該作物に対して何回目の使用に当たるのかを記載しましたか

3 農作物の収穫・出荷前には使用記録簿を確認しましょう！

- ☐ 使用した農薬は、収穫・出荷する農作物に使用できる農薬でしたか
- ☐ 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲でしたか
- ☐ 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していますか
- ☐ 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内でしたか

新刊のご案内

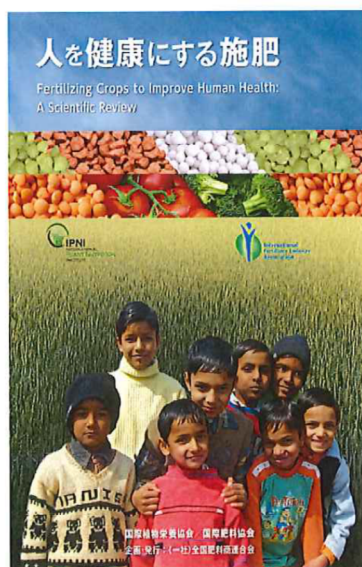
話題沸騰！ 肥料再発見！新時代へ

人を健康にする施肥

~Fertilizing Crops to Improve Human Health: A Scientific Review~

企画・発行：(一社) 全国肥料商連合会

定価 5,000 円＋税 (B5判・320 ページ)



国際植物栄養協会 (IPNI) / 国際肥料協会 (IFA) 編
編集委員：Tom W. Bruilsema / Patrick Heffer / Ross M. Welch / Ismail Cakmak / Kevin Moran

<日本版>

監修：渡辺和彦 (農学博士・元東京農業大学客員教授)

翻訳：棟方直比古 / 長久保有之 / 大野佳織 / 齋藤俊雄 / 鈴木智子 / 石浦啓佑
／前田美穂 / 土屋慶彦 / 大石秀和 / 上杉登

■食物と栄養の安全

- 第 1 章 食料安全保障を支える肥料の役割
- 第 2 章 微量栄養素の欠乏による栄養失調症
- 第 3 章 微量元素による作物の栄養価改善への展望
- 第 4 章 微量元素による作物の農学的栄養強化

■機能的食品

- 第 5 章 食物中のカルシウム、マグネシウム、カリウム
- 第 6 章 施肥による作物のタンパク質、炭水化物、脂質への影響
- 第 7 章 健康・機能的食品に含まれる健康補助成分と施肥
- 第 8 章 果物と野菜の機能性と施肥

■リスク減少

- 第 9 章 施肥による植物病害制御について
- 第 10 章 有機農法と慣行農法の人の健康面からの比較
- 第 11 章 放射性核種 ^{137}Cs ・ ^{90}Sr による土壤汚染改善策としての施肥

◎肥料がいかに人間の健康に貢献できるか！を、世界の文献から精査・紹介

◎食糧安全保障 (第 1 部)、機能的食品 (第 2 部)、施肥によるリスク管理 (第 3 部)

の観点から、施肥の世界的な新潮流がわかる

◎肥料が未来に果たす役割を知る、絶好の書！

◎世界 7 カ国語で翻訳 (Arabic, Chinese, English, French, Russian, Spanish and Japanese)

本書は、Fertilizing Crops to improve Human Health: A Scientific Review の邦訳版である。原書は、2008 年に国際植物栄養協会 (the International Plant Nutrition Institute: IPNI) と国際肥料協会 (the International Fertilizer Industry Association: IFA) が行った文献調査の結果で、引用文献も豊富であり、原著にも当たれるので非常に利用価値が高い。

本書のキーワードは「施肥」と「健康」であり、肥料関連の本において、今までにないユニークな視点で調査結果がまとめられている。是非とも一読あれ。

トキワマンサク

トキワマンサク（常磐万作、英名：Fringe flower 学名：Loropetalum chinense）は、マンサク科の一種で、本州中部以南から九州、台湾、中国南部、インド東北部に分布。



全農薬のある内神田 3 丁目から皇居に向かって歩くと神田橋の付近の本郷通りの両側にトキワマンサク（紅。緑）が植栽されております。トキワマンサクは早春に咲くマンサクに似た花姿ですが、常緑で花期はマンサクより遅れて 4 月から 5 月に開花します。

名前のトキワとは常緑の意味で、花の形がマンサクに似て常緑の木であることから命名されました。花は細いリボンを風に流したようなユニークな花姿です。花色は、基本種は

ごく薄い黄色です。属名の Loropetalum（ロロペラルム）はギリシア語のロロン(革ひも)とペタロン(花びら)を意味し、花びらの形に由来します。また、種小名の chinense は「中国の」を意味します。



日本での自生は極めて限定的で、静岡県湖西市・三重県伊勢神宮・熊本県荒尾市のみ知られております。この植物は偶然海外から持ち込まれて発見され、後に国内での分布も確認されたというおもしろい経歴があります。



（中国から輸入されたランの鉢についていた苗と言われており、それが開花し 1905 年にトキワマンサクと命名された。）当初は中国常緑小高木特産の樹木とされていましたが、1931 年に伊勢神宮で発見され、のちに日本の限られた地域やインドでの分布も確認されました。

近年、道路の生け垣として紅色の変種である、ベニバナトキワマンサク *Loropetalum chinense* var. *rubrum*（中国原産で葉も赤みを帯びる）が多く植栽されています。変種名の *rubrum* は「紅い」の意味です。また、増やし方は簡単で挿し木で増やす事ができます。6月の梅雨の時期、新しく伸びた 10cm ぐらいの挿し穂を一番下の節の葉を取って葉の取った節が用土に埋まるように挿します。

是非試してみてください。

花言葉：靈感、不思議な力

